

ミツヒロニュース



今月のピックアップ

- ◇医療費控除どちらがお得？
従来vs.セルフメディケーション
- ◇役員報酬を複数の会社から
受けている時
- ◇九州よりも広い土地が
所有者不明
- ◇年末調整のお知らせ
- ◇あとがき
お菓子教室



ルームセラピストの山田ヒロミさんの「部屋の空いた床面積と収入は比例している」という記事に、お金持ちの部屋の共通点は、自分が気に入った家具などを厳選し大切に使うため持ち物が少ない。とありました。

部屋の空間に、ゆとりや豊かさを感じ、現実もそうなっていくようです。選んだものは愛着を持って使い、役割を終えたら執着せず処分するなど、実践したいと思います。
光廣 昌史

医療費控除どちらがお得？ 従来vs.セルフメディケーション

年末に近づくこの時期は、1年間に支払った医療費がいくらになるか予想がつかず、平成29年分から、医療費控除について「セルフメディケーション税制」を適用することができるようになり、従来のものといずれも適用が可能な場合には、どちらか一方の適用となることから、税金がより少なくなるのはどちらか検討する必要がありますので、先月号に続き詳しく解説いたします。



◇セルフメディケーション税制の概要

1.適用対象者としての要件

セルフメディケーション税制は、健診受診率の向上や薬局等からの医薬品購入による、医療費の抑制を目的として創設されました。こうした背景もあり、適用を受けるためにはその年分に「一定の取組」を行う必要があります。具体的には、次のいずれかを申告者本人が受けていなければなりません。

〔要件〕

- ①健康診査（医療保険各法等に基づくもの）
- ②定期予防接種（予防接種法第5条第1項に基づくもの）又は当該定期予防接種を除いたインフルエンザの予防接種
- ③健康診断（労働安全衛生法第66条第1項に基づくもの及び結果書面提出等も含む）
- ④特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律第20条に基づくもの及び結果書面提出等も含む）又は特定保健指導（同法第24条に基づくもの）
- ⑤がん検診（健康増進法第19条の2に基づくもの）

(次頁へつづく)

2.対象医薬品

対象となる医薬品は、一定のスイッチ OTC 医薬品に限定されています。対象か否かは、領収書（レシート）に明記されていますので、判別が容易に可能です。

3.控除額

医療費控除の額は、その年の1月1日から12月31日までの購入金額合計額のうち12,000円を超える部分の金額（上限88,000円）です。この購入金額は申告者本人だけでなく、本人と生計を一にする配偶者その他の親族分も含めることができます。

$$\text{控除額} = \text{購入金額の合計額} - 12,000 \text{円}$$



4.適用ポイント

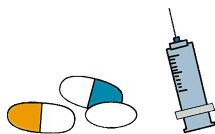
(1)「一定の取組」の証明書を添付

確定申告の際、「一定の取組」の証明書を添付(又は提示、以下同じ)する必要がありますが、要件を前頁①～⑤のどれで満たすかにより、添付する書類が異なります。例えば②のインフルエンザの予防接種で要件を満たそうとする場合、当該予防接種の領収書の原本を添付する必要があります。インフルエンザの予防接種代は従来の医療費控除の対象外であるため、領収書を手元に残さない方もいらっしゃるでしょう。これから年末にかけてこの予防接種を受ける方は、原本の紛失に注意しましょう。他方、③のような勤務先が毎年行う定期健康診断で要件を満たそうとする場合、提出する証明書が結果通知表であれば写しで構いませんが、勤務先が発行した証明書であるときは原本でなければなりません。

(2) 明細書の記載により領収書は自己保管

確定申告の際、明細書を作成して添付します。この添付により領収書の添付は不要ですが、確定申告期限等から5年間は税務署の求めに応じて提出（提示）する必要があります、その間は自己保管しなければなりません。なお、平成31年分までは、これらに代えて領収書の添付によることも認められています。

◇従来の医療費控除の改正



1.平成29年分からの改正内容

従来の医療費控除は引続き適用が可能ですが、平成29年分から手続き上の改正がされています。具体的には次のとおりですが、平成31年分まではこれまでの領収書の添付による適用も認められています。

(1) 明細書の作成及び添付

確定申告の際、明細書の作成及び添付が必要となりました。この明細書には次の(2)と(3)に分けて記入します。

(2)「医療費の通知」による適用

保険者から送付される“医療費のお知らせ”など、これまで証明書類として認められなかった「医療費の通知」について、明細書に記入するとともに確定申告書に添付することで、認められることになりました。ここに記入した医療費に係る領収書の添付及び自己保管は不要です。

(3) (2) 以外の医療費とその領収書

上記(2)以外の医療費は、明細書に記入することで領収書の添付は不要となりました。ただし、この領収書はセルフメディケーション税制と同様、5年間の自己保管が必要です。

2.対象医療費

対象となる医療費は、下記の【参考1】のような診療や治療等のために支払った対価です。

【参考1】参考医療費の例示

病院で保険証を用いて支払った診療代	ドラッグストアで購入した風邪薬などの医薬品
産婦人科の病院や助産所へ支払った妊娠出産に係る検診、検査、分娩費用	介護保険を使い、訪問介護を利用したときの自己負担分 「おむつ使用証明書」がある人のおむつ代
小児の矯正歯科治療代金	通院の為のバス乗車代

3.控除額

医療費控除の額は、その年の1月1日から12月31日までに支払った医療費の合計額から次の①と②を控除した金額(上限200万円)です。この医療費には、申告者本人だけでなく、本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費分も含めることができます。

$$\text{控除額} = \text{医療費の合計額} - \text{①} - \text{②}$$

① 保険金等で補填される金額

例. 出産育児一時金、高額療養費、生命保険等に係る入院給付金)

② 10万円(その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%相当額)

4.どちらが得なの?

項目別の両者の違いを【参考2】に示しました。どちらが得なのか、試算する以外にないことがお分かりいただけますでしょうか。“修正申告”や“更正の請求”など税金を計算し直す手続きの際、当初の確定申告時とは別の方法によって医療費控除を適用することはできないため、最初

の選択が肝要です。適切な選択を行うために、必要な書類を早めに集め、試算しましょう。



【参考2】セルフメディケーション税制と従来の医療費控除との比較

	セルフメディケーション税制	従来の医療費控除
申告者本人の要件	その年分に「一定の取組」を行う必要がある	特段なし
対象医療費	一定のスイッチ OTC 医薬品に限定	一定の診療代等 (セルフメディケーション税制よりも適用範囲は広い)
控除金額	12,000円を超える部分 (上限88,000円)	10万円※1を超える部分※2(上限200万円) ※1 一定の所得以下は、これよりも低い場合がある ※2 保険金等の補填分を除く

九州よりも広い土地が所有者不明

民間の学識経験者らで構成する所有者不明土地問題研究会(増田寛也座長=元総務相)は、九州よりも広い約410万ヘクタールの土地が相続未登記などで所有者不明であるとする推計結果を発表しました。

研究会は名義人の死亡後も相続登記されていない土地などを「所有者不明土地」と定義し、国土交通省の地籍調査を基に、市区町村別の総人口や高齢者死亡者数などの統計を使って独自に試算。所有者不明の土地問題では、法務省が都市部で6.6%、地方で26.6%が所有者不明になっている可能性があるとのサンプル調査結果を公表していますが、国のデータを基に全国的に推計するのは初めてのことです。

不動産の権利登記は、相続などで所有者が変わっても名義変更の義務はないため、特に資産価値が低い不動産を相続した人は面倒な相続登記をせず、被相続人名義のまま放置することがあります。情報が更新されず何世代も続くと、相続人はねずみ算式に増加することになります。

自治体が空き家などの不動産登記を調べても本来の所有者が分からないケースも少なくありません。東日本大震災の被災地では、所有者不明の土地があったことで、自治体による用地買収の障害になったそうです。



役員報酬を複数の会社から受けている時

◆ 社会保険の取り扱いはどうするのか

2か所以上の会社に勤務している役員は各々の会社から報酬を受けている事があります。それぞれ社会保険適用事業所である場合は所得を合算して届出し、社会保険料も合算額の標準報酬月額となります。

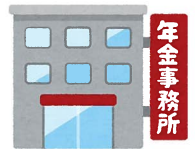
原則として各々の勤め先で被保険者資格を取得しますが、家族を形式的に取締役にしたり、代表権や、業務執行権を持たない場合や、役員会への出席の有無、役員報酬が無い等、その就労形態によっては被保険者に該当しないとされることがあります。

◆ 日本年金機構の被保険者該当、不該当判断

法人の役員については次の6つのポイントから被保険者となるかどうかを検討する事で判断するとしています。

- (1) 当該法人の事業所に定期的に出勤しているかどうか
- (2) 当該法人における職以外に多くの職を兼ねていないかどうか
- (3) 当該法人の役員会などに出席しているかどうか
- (4) 当該法人の役員への連絡調整又は職員に対する指導監督に従事しているかどうか
- (5) 当該法人において求めに応じて意見を述べる立場にとどまっていないかどうか
- (6) 当該法人等より支払いを受ける報酬が社会通念上労務の内容にふさわしいものであって実費弁済程度にとどまっていないか

以上の様な観点で判断をしますが、不明な時は年金事務所で確認しましょう。



◆ 二以上事業所勤務の届出について

複数の事業所に勤務している事を届け出る時は「被保険者資格取得届」を各々の管轄する年金事務所や健保組合に提出します。複数に届出をした場合はどの年金事務所又は健保組合を主とするか決める必要があります。「被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」を、選択した事業所を管轄する年金事務所又は健保組合に提出します。

◆ 社会保険料の計算はどうなる?

保険料は各々の事業所から受ける報酬を合算して標準報酬月額を決め、各々の報酬月額の比率で按分して算出します。年金事務所又は健保組合より按分した保険料額が通知されますので、本人負担分も各々に応じた保険料を徴収します。

参考文献： ■ MyKomon

🍎 年末調整の季節が来ます

年末調整の計算は12月に行いますが、早めに準備に取りかかっていると、年末に慌てることのないでしょう。今月には税務署から手続書類等が送付されますので、年末調整の対象となる人には各種書類を配布し、必要書類の準備や記入、提出を行ってほしい、年末に慌てることの無いよう早めに準備に取りかかりましょう。

あともがき 下田です。季節に一度、友達にお菓子作りを習い始めました。毎回3品ほど作るのですが、初心者でも失敗せず美味しく作れるよう、ちょっとしたコツを分かりやすく教えてもらいます。秋は大好きなイチジクタルトがメインでした。お菓子といっても甘い物だけでは無く、お酒の「あて」になる物も作ります。もちろんお菓子教室の後は飲み会です。冬は教室はクリスマスがテーマなので今から楽しみにしています。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による
ニュース解説配信中!

